

(案)

業務用自動車賃貸借契約書

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県コザ児童相談所 所長 宮城 美那子 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、次の条項により業務用自動車 (以下「車両」という。) の賃貸借に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、賃借車両を公務遂行の用に供するものとする。

(契約物件)

第2条 乙は、甲に対し次の車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 種 別 : 軽自動車
(2) 数 量 : 2台
(3) 契 約 車 両 : 次の表のとおり

	車両1	車両2
ア 年式・車名	車両登録時に決定	車両登録時に決定
イ 登録番号	車両登録時に決定	車両登録時に決定
ウ 車台番号	車両登録時に決定	車両登録時に決定
エ 車体色	車両登録時に決定	車両登録時に決定

- (4) 仕様・付属品 : 別紙1車両仕様書のとおり

2 契約期間初日に納車ができない事由等が生じた場合は、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和6年5月1日から令和10年4月30日までとする。

(契約金額)

第4条 車両の賃貸借料は、総額 〇〇〇〇〇〇円 (月額〇〇〇〇円×48ヶ月) とする。

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇〇〇〇円とする。)

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(内訳)

令和6年度	〇〇〇〇〇円 (うち消費税〇〇〇〇円)
令和7年度	〇〇〇〇〇円 (うち消費税〇〇〇〇円)
令和8年度	〇〇〇〇〇円 (うち消費税〇〇〇〇円)
令和9年度	〇〇〇〇〇円 (うち消費税〇〇〇〇円)
令和10年度	〇〇〇〇〇円 (うち消費税〇〇〇〇円)

(案)

- 2 賃貸借料の計算期間は各月の初日から月末までの1ヶ月とし、乙は毎月末日において甲の指定する者の確認を受けて、当該料金を書面により甲に対して請求するものとする。
- 3 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(消費税額等)

- 第5条** 甲は、賃貸借料に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。
- 2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
 - 3 支払い方法については、第7条に基づき支払うものとする。

(車両の引渡)

- 第6条** 車両の引き渡しは、甲乙双方立合いのもと、装備、外観、その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認し、行うものとする。
- 2 前項の規定により引渡しを行った後において、契約の内容に適合しないものが見つかった場合は、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

(契約代金の支払)

- 第7条** 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。
- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(車両の原状変更等)

- 第8条** 甲は次の各号に該当する場合は、事前に書面で乙の承諾を得なければならない。
- (1) 車両の原状の変更をする時
 - (2) 車両の使用の本拠地の変更及び保管場所の変更

(契約保証金)

- 第9条** 沖縄県財務規則第101条第2項第3号に基づく場合免除する。

(費用負担)

- 第10条** 賃貸借車両に係る公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

- 第11条** 乙は、この契約期間において、賃貸車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。
- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
 - (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備

(案)

- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
 - (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリーを含む）
 - (5) その他本契約書及び仕様書に記載する保守点検等
- 2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場（工場名：〇〇〇工場、住所：〇〇市〇〇丁目〇番〇号）で行うものとし、車両の引き取り及び引き渡しは乙が行うものとする。ただし、緊急時等これにより難い場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第12条 乙が前条第1項に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に代車を無償で提供するものとする。

(甲の修理費負担)

第13条 次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用
- (2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(車両の保険)

第14条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、乙の負担により自動車保険契約を締結するものとする。

- (1) 対人賠償保険 無制限
- (2) 対物賠償保険 無制限
- (3) 人身傷害保険 3,000万円
- (4) 車両保険 賃貸車両を補償しうる額

(車両の滅失等)

第15条 車両が滅失または盗難に遭い回収の見込みがない時、または損傷して修理不能となった時は、甲は、直ちに乙に報告するものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

第16条 甲は、賃貸借車両について、賃貸借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(期間満了及び再リース)

第17条 車両の期間満了までに甲から再リースの意思表示があった場合は、再リース契約により継続することが出来る。

- 2 再リース契約を締結しない場合は、甲は、期間満了日までに速やかに車両を返還しなければならない。この場合、返還に要する費用は乙が負担するものとする。
- 3 車両返還が遅滞した場合は、甲は遅滞に対して応じた賃貸借料を乙に支払わなければならない。
- 4 返還の際、車両の原状が契約期間中の自然損耗以外に引渡の時と異なる時は甲の責任で

(案)

車両を原状に回復しなければならない。但し、第8条第1項第1号により乙の承諾を得て実施した原状変更についてはこの限りではない。

(甲の報告義務)

第18条 甲は賃借車両の使用及び維持管理について本契約上、必要と思われる事項については、すべて乙に報告し、乙の指示を受けるものとする。

(乙の権利)

第19条 乙は賃貸車両に乙の所有であることの表示をすることができる。

2 乙又は乙の代理人は、賃貸車両をその保管場所において点検することができる。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、文書をもって通知し、本契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、委託期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(3) 乙が行政庁に処分されたとき。

(4) 乙の従業員が不正又は違法行為を行い、業務の遂行ができないと認められたとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

(6) 乙の役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、乙が契約の条項に違反したとき。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

3 甲又は乙は、第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除した場合、これによって生じる相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

(歳入歳出予算の減額又は削除による契約の解除)

第21条 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契

(案)

約を一部または全部を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害を甲に請求することはできない。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関して紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙2個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 沖縄県沖縄市知花6丁目34番6号
沖縄県コザ児童相談所
所長 宮城 美那子

乙

(案)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第7 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第9 乙は、この契約による事務を行うにあたり取り扱う個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第11 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。